

## 10 自動車二税に係る課税台数等の推移

## ア 登録・届出台数と課税台数(自動車取得税)等の推移【新車】

		番号	25年度	対前年 増減	26年度	対前年 増減	27年度	対前年 増減	28年度	対前年 増減	29年度	対前年 増減
			台		台		台		台		台	
登録・届出台数	登録自動車	1	28,841	2,116	25,304	△ 3,537	24,692	△ 612	26,346	1,654	26,465	119
	軽自動車	2	31,053	5,006	28,262	△ 2,791	24,322	△ 3,940	21,332	△ 2,990	23,497	2,165
	計	3	<b>59,894</b>	<b>7,122</b>	<b>53,566</b>	<b>△ 6,328</b>	<b>49,014</b>	<b>△ 4,552</b>	<b>47,678</b>	<b>△ 1,336</b>	<b>49,962</b>	<b>2,284</b>
	前年比(%)	4	113.5	—	89.4	—	91.5	—	97.3	—	104.8	—
課税台数	登録自動車	5	18,775	750	14,355	△ 4,420	16,073	1,718	17,600	1,527	17,680	80
	軽自動車	6	13,459	△ 5,743	9,675	△ 3,784	19,397	9,722	16,761	△ 2,636	20,313	3,552
	計	7	<b>32,234</b>	<b>△ 4,993</b>	<b>24,030</b>	<b>△ 8,204</b>	<b>35,470</b>	<b>11,440</b>	<b>34,361</b>	<b>△ 1,109</b>	<b>37,993</b>	<b>3,632</b>
	前年比(%)	8	86.6	—	74.5	—	147.6	—	96.9	—	110.6	—
エコカー減税 適用台数	登録自動車	9	18,871	2,477	19,019	148	16,855	△ 2,164	19,520	2,665	19,108	△ 412
	軽自動車	10	22,276	6,196	21,471	△ 805	17,836	△ 3,635	14,587	△ 3,249	14,155	△ 432
	計	11	<b>41,147</b>	<b>8,673</b>	<b>40,490</b>	<b>△ 657</b>	<b>34,691</b>	<b>△ 5,799</b>	<b>34,107</b>	<b>△ 584</b>	<b>33,263</b>	<b>△ 844</b>
	前年比(%)	12	126.7	—	98.4	—	85.7	—	98.3	—	97.5	—
うち非課税台数の エコカー減税適用の	登録自動車	13	8,645	1,235	9,947	1,302	7,652	△ 2,295	7,826	174	7,505	△ 321
	軽自動車	14	17,302	10,800	18,388	1,086	4,672	△ 13,716	4,386	△ 286	2,540	△ 1,846
	計	15	<b>25,947</b>	<b>12,035</b>	<b>28,335</b>	<b>2,388</b>	<b>12,324</b>	<b>△ 16,011</b>	<b>12,212</b>	<b>△ 112</b>	<b>10,045</b>	<b>△ 2,167</b>
	前年比(%)	16	186.5	—	109.2	—	43.5	—	99.1	—	82.3	—

- 注 1 「登録・届出台数」は、国土交通省東北運輸局ホームページに掲載の「管内新車新規登録台数」による。(登録自動車には大型特殊を含む。48及び50頁の①は申告書の集計値であるため、この表の登録・届出台数とは一致しない。)
- 2 「課税台数」には、非課税(エコカー減税によるものを含む。)、減免及び免税点以下に係る台数は含まれない。
- 3 「エコカー減税適用台数」には、中古車特例に係る台数は含まれない。
- 4 エコカー減税は、税制改正により平成21～23年度、24～26年度、27～28年度、29～30年度といった期間毎に適用基準が異なっている。

## 【参考】 エコカー減税について

いわゆる「エコカー減税」は、電気自動車やプラグインハイブリッド車、国土交通省が定める排ガスと燃費の基準をクリアした自動車など環境負荷の小さい自動車について、自動車取得税と自動車重量税(国税)を軽減する措置。

平成20年度までは低公害車特例として実施。平成21年度から適用基準を改め、時限的軽減措置として実施。平成24年度には適用基準を見直し、軽減対象を環境性能に極めて優れた自動車に重点化して実施。実施期間は、平成31年3月31日まで。(平成29年度税制改正により平成31年3月31日まで延長。)

## イ 登録自動車と軽自動車の保有台数の推移

	25年度	対前年 増減	26年度	対前年 増減	27年度	対前年 増減	28年度	対前年 増減	29年度	対前年 増減
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
登録自動車	435,124	△ 4,856	428,747	△ 6,377	424,621	△ 4,126	423,712	△ 909	422,440	△ 1,272
軽自動車	376,109	8,539	381,147	5,038	383,112	1,965	382,197	△ 915	382,452	255
(参考) 上記のうち ディーゼル車	70,450	△ 1,665	69,051	△ 1,399	68,226	△ 825	67,886	△ 340	67,679	△ 207

- 注 1 「登録自動車」及び「軽自動車」の台数は、国土交通省東北運輸局のホームページに掲載の「管内自動車保有車両数」(各年度3月末)による。ただし、ディーゼル車の台数(内数)は東北運輸局秋田運輸支局による。
- 2 「登録自動車」とは、道路運送車両法の規定により自動車の登録ファイルへの登録が義務づけられた自動車で、小型自動車や普通自動車等をいい、大型特殊を含み、軽自動車を除く。
- 3 「軽自動車」には、軽二輪が含まれる。

## ウ 乗用車(自家用)の排気量別課税台数(自動車税)の推移

自動車の 排気量	番号	25年度	対前年 増減	26年度	対前年 増減	27年度	対前年 増減	28年度	対前年 増減	29年度	対前年 増減	番号
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
1,000CC以下	1	15,294	△ 614	14,743	△ 551	14,322	△ 421	13,934	△ 388	14,574	640	1
1,000CC超 1,500CC以下	2	154,191	2,832	155,446	1,255	155,688	242	156,433	745	157,480	1,047	2
1,500CC超 2,000CC以下	3	110,240	△ 2,341	107,385	△ 2,855	105,220	△ 2,165	103,837	△ 1,383	103,893	56	3
2,000CC超 2,500CC以下	4	48,076	△ 2,001	46,670	△ 1,406	44,759	△ 1,911	43,445	△ 1,314	42,025	△ 1,420	4
2,500CC超 3,000CC以下	5	14,740	△ 1,369	13,503	△ 1,237	12,186	△ 1,317	11,157	△ 1,029	10,282	△ 875	5
3,000CC超 3,500CC以下	6	6,712	△ 383	6,478	△ 234	6,067	△ 411	5,799	△ 268	5,584	△ 215	6
3,500CC超 4,000CC以下	7	1,762	△ 115	1,690	△ 72	1,573	△ 117	1,504	△ 69	1,482	△ 22	7
4,000CC超 4,500CC以下	8	1,318	△ 29	1,248	△ 70	1,167	△ 81	1,099	△ 68	1,020	△ 79	8
4,500CC超 6,000CC以下	9	899	9	955	56	942	△ 13	916	△ 26	934	18	9
6,000CC超	10	30	2	31	1	28	△ 3	36	8	40	4	10
電気自動車等	11	257	128	420	163	578	158	653	75	790	137	11
<b>計</b>	<b>12</b>	<b>353,519</b>	<b>△ 3,881</b>	<b>348,569</b>	<b>△ 4,950</b>	<b>342,530</b>	<b>△ 6,039</b>	<b>338,813</b>	<b>△ 3,717</b>	<b>338,104</b>	<b>△ 709</b>	<b>12</b>
前年比(%)	13	98.9	—	98.6	—	98.3	—	98.9	—	99.8	—	13
(参考) 総課税台数	14	418,519	△ 4,306	413,067	△ 5,452	406,350	△ 6,717	401,851	△ 4,499	400,704	△ 1,147	14

- 注 1 各台数は、各年度の賦課期日現在の台数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含む。
- 2 番号11の「電気自動車等」は、電気自動車及び天然ガス自動車を指す。
- 3 番号14の「総課税台数」は、この表に掲げた自動車(自家用乗用車)以外の車種・用途の自動車を含んだ自動車税の課税台数の総数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含むため、56～67頁の「課税台数」と一致しないことがある。